



## 災害時における応急対策業務に関する細目協定

東京都知事（以下「甲」という。）と社団法人東京建設業協会（以下「乙」という。）とは昭和50年4月1日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第7条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置並びに障害物の除去（以下「本業務」という。）とする。

### （業務実施区間）

第2条 乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、別に定める表のとおりとする。

2 前項の業務実施区間又は会員を変更しようとするときは、あらかじめ相互に協議するものとする。

### （建設資機材等の報告）

第3条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

### （出動の要請）

第4条 甲は乙に対し、前条の業務実施区間の具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を、文書又は電話等の方法により要請するものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 乙及び会員は、東京地方に震度6以上（気象庁発表）の地震が発生した場合は、甲からの要請があったものとみなし自主的に出動するものとする。

### （業務の実施）

第5条 乙は、前条に基づく出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動要請（前条第3項の場合を含む。）があったときは、業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

3 会員は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を当該業務実施区間を所管する東京都建設事務所長及び東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に報告しなければならない。

### （業務の指示）

第6条 業務の指示は、所長が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

2 第4条第3項により出動した会員は、別に定める「緊急道路啓開作業マニュアル」に基づき、業務実施区域の被害状況の把握、応急対策業務を実施するものとする。

(業務の完了)

第7条 会員は、業務が完了したときは、直ちに所長に報告するものとする。

(実費用の請求及び支払い)

第8条 会員は、業務完了後、別紙様式により当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(従事者の災害保障)

第10条 甲は、会員の業務従事者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年条例第38号)に基づき、これを補償するものとする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

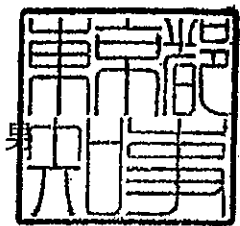
(雑 則)

第12条 昭和53年6月1日付「災害時における応急対策業務に関する細目協定」は、この協定締結の日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年7月18日

甲 東京都知事  
青島幸



乙 社団法人東京建設業協会  
佐藤嘉

